

# 意見書

平成23年8月22日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8019  
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく  
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号  
(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいは  
氏 名 東日本電信電話株式会社  
えべ つとむ  
代表取締役社長 江部 努

「電気通信事業分野における競争状況の評価2010（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本提出書に関する連絡先】

電話番号

FAX 番号

第1編 定点的評価

章	頁	意見
I 固定電話領域	16 頁	<p>第2章 固定電話市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第1節主要指標の分析 (3)料金</p> <p>【総務省案】</p> <p>(ロ) 新型直収電話サービスを提供するにはNTT東西の未利用のメタル加入者回線(いわゆるドライカップ)を利用することが必要であり、競争事業者はNTT東西に対してドライカップの接続料を支払う。</p> <p>(ハ) また、NTT東西の未利用の光ファイバ(いわゆるダークファイバ)を利用してOABJ-IP電話を提供するという接続形態もあり、この場合、競争事業者はNTT東西に対してダークファイバの接続料を支払う。</p> <p>(ニ) 代表的な事例として、前者の新型直収電話に関するドライカップの接続料の推移を見ると、ここ数年上昇傾向にあったが、11年度は低下している(図表 I-14)。 また、後者のダークファイバの接続料の推移を見ると11年度より低下している(図表 I-15)。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT東西のダークファイバの接続料については、当社のシェアドアクセス(主端末回線)は07年度から、シングルスターは08年度から低廉化しており、また、シェアドアクセス(分岐端末回線)についても、04年度から低廉化していることから、下記のとおり修正していただきたいと考えます。 また、あわせて、【図表 I-15 ダークファイバ接続料の推移】(P17)についても、下表のとおり修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>(ロ) 新型直収電話サービスを提供するにはNTT東西の未利用のメタル加入者回線(いわゆるドライカップ)を利用することが必要であり、競争事業者はNTT東西に対してドライカップの接続料を支払う。</p> <p>(ハ) また、NTT東西の未利用の光ファイバ(いわゆるダークファイバ)を利用してOABJ-IP電話を提供するという接続形態もあり、この場合、競争事業者はNTT東西に対してダークファイバの接続料を支払う。</p> <p>(ニ) 代表的な事例として、前者の新型直収電話に関するドライカップの接続料の推移を見ると、ここ数年上昇傾向にあったが、11年度は低廉化している(図表 I-14)。 また、ダークファイバの接続料の推移を見ると、NTT東西のシェアドアクセスについては、主端末回線は07年度から、分岐端末回線は04年度から、シングルスターについては08年度から低廉化しており、11年度以降も低廉化傾向にある。</p>

		01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度
東日本(シングルスター)		5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,610	4,610	4,610	4,194	3,568	3,380
西日本(シングルスター)		5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	5,074	4,932	4,932	4,932	4,784	4,578	3,426
東日本 (シェアアクセス)	主端末回線	5,044	5,020	5,020	5,020	5,020	5,020	4,576	4,260	4,240	4,179	3,756	3,155	2,982
	分岐端末回線	613	763	763	562	526	511	486	426	408	350	310	-	-
西日本 (シェアアクセス)	主端末回線	5,044	4,987	4,987	4,987	4,987	4,987	4,587	4,522	4,493	4,368	4,298	3,955	3,010
	分岐端末回線	613	763	763	568	543	520	513	451	433	382	354	-	-

章	頁	意見
I 固定 電話 領域	19 頁	<p>第2章 固定電話市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価 (3) 今後の注視事項</p> <p>【総務省案】</p> <p>① 特に、ブロードバンド市場の中心的服务であるFTTHについては、事業者間の設備競争とともに、サービス競争の動向も十分に把握していく必要があり、例えばOABJ-IP電話とFTTHサービスとのセット販売、NTT東西のNGN(次世代ネットワーク)の機能を活用したFTTHサービス(フレッツ)と組み合わせて他事業者が提供するISPサービスなど、固定電話市場と他のブロードバンド市場との横断的な分析が不可欠となってきた。</p> <p>【意見】</p> <p>本項目は、固定電話市場との関連性を記載する部分であり、固定電話市場と直接関連性のないISPサービスについて記載する必要はないため、下記のとおり修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>① 特に、ブロードバンド市場の中心的服务であるFTTHについては、事業者間の設備競争とともに、サービス競争の動向も十分に把握していく必要があり、例えばOABJ-IP電話とFTTHサービスとのセット販売など、固定電話市場との横断的な分析が不可欠となってきた。</p>

章	頁	意見
I 固定 電話 領域	24 頁	<p>第3章 中継電話市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 要旨</p> <p>【総務省案】</p> <p>1. 中継電話(マイライン、マイラインプラス)の契約数は、市内、県内市外、県外及び国際の4区分の全てについて減少傾向。NTTグループのシェアは、市内が74.2%、県内市外が72.7%、県外が71.9%、国際が66.5%となり、国際を除く全区分で減少傾向。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズは、再編成以後、別会社として事業運営を行っており、競争評価にあたってはそれぞれ別個の事業者として取り扱うべきであると考えます。</p> <p>したがって、昨年競争評価で通信量におけるシェアを各事業者毎に記載していたように、契約数におけるシェアについても、競争状況を適切に示すため、NTTグループのシェアではなく、NTT東西、NTTコミュニケーションズのシェアを下記のとおり記載していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>1. 中継電話(マイライン、マイラインプラス)の契約数は、市内、県内市外、県外及び国際の4区分の全てについて減少傾向。NTT東西(OAB～J-IP電話含む)のシェアは、市内が56.8%、県内市外が54.8%、県外が20.9%、国際が24.8%となっており、NTTコミュニケーションズ(OAB～J-IP電話含む)については市内が17.4%、県内市外が17.9%、県外が51.0%、国際が41.7%となっている。</p>

章	頁	意見
I 固定 電話 領域	26 頁	<p>第3章 中継電話市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第1節 主要指標の分析 (2) 契約者数における事業者別シェア及び市場集中度(HHI)</p> <p>【総務省案】</p> <p>②NTTグループのシェアは11年3月末時点で、市内が74.2%、県内市外が72.7%、県外が71.9%、国際が66.5%となっている。また、HHIについては、全ての区分において減少傾向にある。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズは、再編成以後、別会社として事業運営を行っており、競争評価にあたってはそれぞれ別個の事業者として取り扱うべきであると考えます。</p> <p>したがって、昨年の競争評価で通信量におけるシェアを各事業者毎に記載していたように、契約数におけるシェアについても、競争状況を適切に示すため、NTTグループのシェアではなく、NTT東西、NTTコミュニケーションズのシェアを下記のとおり記載していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>② NTT東西(OAB～J-IP電話含む)のシェアは、市内が56.8%、県内市外が54.8%、県外が20.9%、国際が24.8%となっており、NTTコミュニケーションズ(OAB～J-IP電話含む)については市内が17.4%、県内市外が17.9%、県外が51.0%、国際が41.7%となっている。また、HHIについては、全ての区分において減少傾向にある。</p>

章	頁	意見
I 固定 電話 領域	32 頁	<p>第3章 中継電話市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価 (1)単独または複数の事業者による市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】 中継電話市場におけるシェア1位のNTTグループのシェアは、11年3月末時点で、市内で74.2%、県内市外で72.7%、県外で71.9%、国際で66.5%となっており、国際以外は減少しているものの、依然として他の競争事業者とのシェアの差は大きく、また、シェアの推移に大きな変化はない。</p> <p>【意見】 NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズは、再編成以後、別会社として事業運営を行っており、競争評価にあたってはそれぞれ別個の事業者として取り扱うべきであると考えます。 したがって、昨年の競争評価で通信量におけるシェアを各事業者毎に記載していたように、契約数におけるシェアについても、競争状況を適切に示すため、NTTグループのシェアではなく、NTT東西、NTTコミュニケーションズのシェアを下記のとおり記載していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案) 中継電話市場におけるNTT東西(OAB～J-IP電話含む)のシェアは、市内が56.8%、県内市外が54.8%、県外が20.9%、国際が24.8%、NTTコミュニケーションズ(OAB～J-IP電話含む)については市内が17.4%、県内市外が17.9%、県外が51.0%、国際が41.7%となっており、国際以外は減少しているものの、依然として他の競争事業者とのシェアの差は大きく、また、シェアの推移に大きな変化はない。</p>

章	頁	意見
Ⅱ 移動体 領域	33 頁	<p>第2章 移動体通信サービス市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第3節 その他 2. 固定電話発携帯電話着の料金水準</p> <p>【総務省案】 （3）携帯電話事業者が料金設定する場合の通話料は、固定電話事業者が設定する場合と比べて依然として高額となっており、特に傾向の変化は見られない。</p> <p>【意見】 競争促進による料金低廉化・多様化による利用者利益の確保のためには、特に、ソフトバンクモバイルが料金設定する料金が、依然として当社が料金設定する料金の2倍以上と高額になっている点について、競争状況の評価において検証・分析していただきたいと考えます。</p>

章	頁	意見
Ⅲ インター ネット 接続 領域	24 頁 25 頁	<p>第3章 FTTH市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第1節 主要指標の分析</p> <p>2. 契約数における事業者別シェア及び市場集中度(HHI)</p> <p>(1) 契約数における事業者別シェア</p> <p><b>【総務省案】</b></p> <p>② 集合住宅市場における契約数の事業者別シェアを見ると、上位3社(NTT東西、KDDI及びUCOM)の順位に変動はない。11年3月末時点でNTT東西が71.2%とNTT東西が大きな割合を占め、引き続き増加が続いている。</p> <p>③ 戸建て+ビジネス向け市場における契約数の事業者別シェアを見ると、NTT東西、電力系事業者及びKDDIの上位3社で95%以上を占めている。このうち、NTT東西の契約数のシェアは07年以降は70%後半で推移している。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>集合住宅市場における当社の契約数シェアについては「引き続き増加が続いている」と記載していることからすれば、客観的な分析・評価を行う観点から、戸建て+ビジネス向け市場における当社の契約数シェアが10年3月以降減少傾向となっていることについても、下記のとおり追記していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>③ 戸建て+ビジネス向け市場における契約数の事業者別シェアを見ると、NTT東西、電力系事業者及びKDDIの上位3社で95%以上を占めている。このうち、NTT東西の契約数のシェアは07年3月以降は70%後半で推移しているが、10年3月以降は減少傾向に転じている。</p>

章	頁	意見
Ⅲ インターネット 接続 領域	36 頁	<p>第3章 FTTH市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 FTTH市場における競争状況の評価 1. 単独の事業者による市場支配力 (1)市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、NTT東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① FTTH市場全体におけるNTT東西の契約数シェアは11年3月末時点で74.4%(対前年比増減なし)となっており、FTTH全体の契約数が引き続き増加傾向にある中で、引き続き高いシェアを維持している。</p> <p>他方、電力系事業者のシェアは、09年3月末において11.1%までシェアを伸ばしたものの、10年3月末には9.2%と減少傾向に転じており、11年3月末も横ばいの状況となっている。また、KDDIのシェアは11年3月末で8.8%となっている。</p> <p>【意見】</p> <p>「電力系事業者のシェアは、09年3月末において11.1%までシェアを伸ばしたものの、10年3月末には9.2%と減少傾向に転じており、11年3月末も横ばいの状況となっている。」と推移も含めて記載していることからすれば、客観的な分析・評価を行う観点から、KDDIのシェアが、10年3月末:8.0%、11年3月末:8.8%と増加傾向となっている点についても、下記のとおり追記していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>① FTTH市場全体におけるNTT東西の契約数シェアは11年3月末時点で74.4%(対前年比増減なし)となっており、FTTH全体の契約数が引き続き増加傾向にある中で、引き続き高いシェアを維持している。</p> <p>他方、電力系事業者のシェアは、09年3月末において11.1%までシェアを伸ばしたものの、10年3月末には9.2%と減少傾向に転じており、11年3月末も横ばいの状況となっている。また、KDDIのシェアは07年から09年までは減少傾向であったものの、09年3月末で5.5%、10年3月末で8.0%、11年3月末で8.8%となり、増加傾向に転じている。</p>

章	頁	意見
Ⅲ インターネット 接続 領域	36 頁	<p>第3章 FTTH市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 FTTH市場における競争状況の評価 1. 単独の事業者による市場支配力 (1)市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>② 設備面で見てもFTTHに用いられる光ファイバに占めるNTT東西の設備シェアは77.2%(11年3月末)を占めている。</p> <p>競争事業者によるFTTHのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>当社設備の利用に係る接続ルールについては、総務省の情報通信審議会・研究会等のオープンな場における議論を積み重ねてきた結果、一定の整理が図られているものと認識しています。</p> <p>当社はそのルールに則って徹底したオープン化を行っており、各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能な立場になく、現に競争事業者に影響を与えている事実もないことから、NTT東西が競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあるとの評価は不適切です。</p> <p>また、少なくとも、シェア2位である電力系事業者は自ら光ファイバを構築し、FTTHサービスを提供していることから、当社の加入者光ファイバに依存しておらず、シェア3位のKDDIも首都圏では自ら光ファイバを構築しています。</p> <p>したがって、「競争事業者によるFTTHのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあると考えられる。」という記述は事実と反することから、削除、もしくは下記のとおり一部の記載を修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>② 設備面で見てもFTTHに用いられる光ファイバに占めるNTT東西の設備シェアは77.2%(11年3月末)を占めている。</p> <p>競争事業者によるFTTHのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する場合もあり、NTT東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、一部の競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあると考えられる。</p>

章	頁	意見
Ⅲ インターネット 接続 領域	38 頁	<p>第3章 FTTH市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 FTTH市場における競争状況の評価 3.今後の注視事項 (1)FTTH市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性</p> <p>【総務省案】</p> <p>③ このため、FTTH市場については以下のような点を注視しつつ、総合的かつ多角的に分析及び評価を行うことが必要である。</p> <p>(イ) FTTH市場においては、設備競争とサービス競争の両面があり、その適正なバランスの下に競争が促進されることが重要である。</p> <p>(ロ) 設備競争面について見ると、ボトルネック性の高い既存のメタル回線の所有に基づくNTT東西の優位性の下、NTT東西の光ファイバのシェアは全国で77.2%となっている(11年3月末)。</p> <p>【意見】</p> <p>当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではありません。また、当社の電柱・管路等の線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が自ら光ファイバを自前敷設できる環境は十分整備され、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直していることから、当社に優位性はありません。</p> <p>現に、電力系事業者、CATV事業者等の他事業者は、光ファイバやルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP網を構築してサービス提供していることから、当該記述は削除の上、下記のとおり修正していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>(ロ) 設備競争面について見ると、NTT東西の光ファイバのシェアは全国で77.2%となっている(11年3月末)。</p>

<p>Ⅲ インターネット 接続 領域</p>	<p>38 頁</p>	<p>第3章 FTTH市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 FTTH市場における競争状況の評価 3.今後の注視事項(1)FTTH市場の総合的かつ多角的な分析及び評価の必要性</p> <p><b>【総務省案】</b></p> <p>③ このため、FTTH市場については以下のような点を注視しつつ、総合的かつ多角的に分析及び評価を行うことが必要である。</p> <p>(ハ)サービス競争面について見ると、FTTHは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OABJ-IP電話との一体となった販売形態などに見られるように固定電話市場との関連性</li> <li>・ FMCなどのサービスに見られるように移動体通信領域との関連性</li> <li>・ NTT東西のNGNを利用した「フレッツ光ネクスト」の提供を受けて他事業者が行うインターネット接続サービスに見られるようなISP市場との関連性</li> </ul> <p>など、事業者間取引の状況も含め、市場横断的な分析が必要と考えられる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>当社の場合、フレッツ光ネクスト(FTTHサービス)は当社が、インターネット接続サービスは各ISP事業者が、直接お客様にサービスを提供しており、当社からISP事業者に対してフレッツ光ネクストを提供しているわけではありません。</p> <p>また、料金比較表(P45～46)に記載されているとおり、NTT東西以外のFTTH事業者は、当社と同様の形態、あるいはインターネット接続サービスを自社サービスに含めてお客様に提供しており、指摘のようにISP市場と関連性があるのは、当社の「フレッツ光ネクスト」だけでなく、他のFTTH事業者も同様です。</p> <p>したがって、「NTT東西のNGNを利用した「フレッツ光ネクスト」の提供を受けて」という記載は不適切であり、削除していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)</p> <p>(ハ)サービス競争面について見ると、FTTHは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OABJ-IP電話との一体となった販売形態などに見られるように固定電話市場との関連性</li> <li>・ FMCなどのサービスに見られるように移動体通信領域との関連性</li> <li>・ 他事業者が行うインターネット接続サービスに見られるようなISP市場との関連性</li> </ul> <p>など、事業者間取引の状況も含め、市場横断的な分析が必要と考えられる。</p>
------------------------------------	-------------	---

章	頁	意見
Ⅲ インターネット 接続 領域	54 頁	<p>第4章 ADSL市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 競争状況の評価 1. 単独の事業者による市場支配力 (1)市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、ADSL市場においては、ソフトバンクBBは単独で市場支配力を行使し得る地位にはないが、NTT東西については市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>① ADSL市場における11年3月末時点の契約数シェアは、ソフトバンクBBが38.4%(1位)、NTT東西が34.9%(2位)となっている。</p> <p>② 設備面でみると、ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西の設備シェアは99.9%を占める。</p> <p>③ 競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。</p> <p>【意見】</p> <p>当社設備の利用に係る接続ルールについては、総務省の情報通信審議会・研究会等のオープンな場における議論を積み重ねてきた結果、一定の整理が図られているものと認識しています。</p> <p>当社はそのルールに則って徹底したオープン化を行っており、各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能な立場になく、現に競争事業者に影響を与えている事実はないため、「競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。」との記述は事実と反することから、小売市場においてシェア2位のNTT東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあるとの評価は不適切であると考えます。</p> <p>したがって、「③ 競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。」という記載については、削除していただきたいと考えます。</p>

章	頁	意見
Ⅲ インターネット 接続 領域	70 頁	<p data-bbox="432 268 1787 344">第6章 ISP市場における主要指標の分析及び競争状況の評価 第2節 ISP市場の競争状況の評価 (3) 今後の注視事項</p> <p data-bbox="432 392 595 427"><b>【総務省案】</b></p> <p data-bbox="479 437 2069 552">メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中、インターネット接続サービスは回線サービスとセットで提供されるサービスであり、近年特に、「〇〇 with フレッツ」等に見られるように、他事業者によるNTT東西のFTTHを用いたサービス提供が増加していることから、FTTH市場との相互関係についても注視していくことが必要である。</p> <p data-bbox="432 616 528 651"><b>【意見】</b></p> <p data-bbox="479 673 2069 746">当社の場合、フレッツ光ネクスト(FTTHサービス)は当社が、インターネット接続サービスは各ISP事業者が、直接お客様にサービスを提供しており、当社からISP事業者に対してフレッツ光ネクストを提供しているわけではありません。</p> <p data-bbox="479 756 2069 954">「〇〇 with フレッツ」サービスは、ISP事業者がフレッツ光と接続するインターネット接続サービスをお客様利便性向上の観点から受付を一元化したサービスですが、料金比較表(P45～46)に記載されているとおり、NTT東西以外のFTTH事業者も、当社と同様の形態、あるいはインターネット接続サービスを自社サービスに含めてお客様に提供しており、例示されているようなISP市場との連携は、当社の「フレッツ光ネクスト」に限ったものではなく、他のFTTH事業者も同様です。</p> <p data-bbox="479 963 2069 1037">したがって、「近年特に、「〇〇 with フレッツ」等に見られるように、他事業者によるNTT東西のFTTHを用いたサービス提供が増加していることから、」という記述は、削除していただきたいと考えます。</p> <p data-bbox="479 1091 618 1126">(修正案)</p> <p data-bbox="501 1136 2069 1209">メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中、インターネット接続サービスは回線サービスとセットで提供されるサービスであることから、FTTH市場との相互関係についても注視していくことが必要である。</p>

章	頁	意見
IV 法人 向け ネットワーク サービス 領域	23 頁	<p>第3章 専用サービス市場における競争状況の分析及び評価 第2節 専用サービス市場における競争状況の評価 (1) 単独事業者による市場支配力 ①市場支配力の存在</p> <p><b>【総務省案】</b></p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、専用サービス市場において、NTT東西は単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>(イ) 専用サービスの契約数のNTT東西のシェアは10年3月末時点で91.9%であり、接続専用回線を除く専用サービスの契約数のNTT東西のシェアは43.5%である。</p> <p>(ロ) NTT東西は、契約数において大きな市場シェアを占めているだけではなく、設備面でも引き続きシェアが大きい。11年3月末時点で、メタルと光ファイバ等を合わせた加入者回線数における設備シェアは86.3%、光ファイバのみを見ても77.2%、メタルのみを見ると99.9%である。</p> <p>(ハ) 競争事業者がサービスを提供する際に、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>当社設備の利用に係る接続ルールについては、総務省の情報通信審議会・研究会等のオープンな場における議論を積み重ねてきた結果、一定の整理が図られているものと認識しています。</p> <p>当社はそのルールに則って徹底したオープン化を行っており、設備利用に係る各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えている事実はなく、「競争事業者がサービスを提供する際に、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能である。」との記述は、客観性・中立性を欠いていると考えます。</p> <p>したがって、「(ハ) 競争事業者がサービスを提供する際に、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能である。」という記載は、削除していただきたいと考えます。</p>

章	頁	意見
IV 法人 向け ネットワーク サービス 領域	23 頁	<p>第3章 専用サービス市場における競争状況の分析及び評価 第2節 専用サービス市場における競争状況の評価 (2) 今後の注視事項</p> <p><b>【総務省案】</b>  専用サービス市場の契約数はほぼ横ばいである一方、接続専用回線を除く専用サービスの減少が続いているが、現段階において、大きく競争状況を変化させる要素はないものと考えられる。  他方、電気通信事業者が保有するダークファイバ等を他の電気通信事業者に提供する専用サービスの「接続専用回線サービス」の扱いについて、一般の企業向けに提供される専用サービスとは、サービス内容やサービスの提供対象が異なることから、分析、評価方法について検討が必要であると思われる。</p> <p><b>【意見】</b>  接続専用回線を除く専用サービス市場は減少が続いており、中継電話市場(P32)やADSL市場(P55)等と同様に、今後、さらに縮小していくことが予想されることから、それらの記述と同様に下記のとおり追記していただきたいと考えます。</p> <p>(修正案)  専用サービス市場の契約数はほぼ横ばいであるが、接続専用回線を除く専用サービスについては減少が続いており、今後、さらに市場が縮小していくことが予想されることから、将来的には本市場の競争状況を評価する必要性も含めて検討が必要である。  他方、電気通信事業者が保有するダークファイバ等を他の電気通信事業者に提供する専用サービスの「接続専用回線サービス」の扱いについて、一般の企業向けに提供される専用サービスとは、サービス内容やサービスの提供対象が異なることから、分析、評価方法について検討が必要であると思われる。</p>

第3編 今後の競争評価の在り方

章	頁	意見
今後の競争評価の在り方	6 頁	<p>第2章 今後の定点的評価の在り方 2. FTTH市場における分析及び評価の在り方</p> <p>【総務省案】</p> <p>(1) 上述のとおり、FTTH市場に対する関心の高まりやNGNを利用したサービスの動向、政策的な重要性を踏まえ、同市場の分析及び評価を行うに当たっては、契約者数シェア、市場集中度、通信量、料金水準の推移等の量的基準を中心とした従来の指標に加え、幅広い要素を総合的に勘案して行うことが必要である。</p> <p>(2) 具体的には、例えば、都道府県別の分析、設備競争状況、NTT東西加入電話から光IP電話の移行状況、NTT東西の活用業務やNGN機能(品質保証等)によるサービス提供状況、料金体系(割引、解約違約金等)、ISP等との隣接市場との関係、事業者間取引の状況等が考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>「光の道」構想では、ブロードバンド基盤はFTTHだけでなく無線ブロードバンド等を含めて整備することとされており、競争評価の今後の分析・評価においても、FTTH市場に限らず、CATV、DSL、無線ブロードバンド(BWA、LTE等)等を含めたブロードバンド市場を画定することが必要であると考えます。</p> <p>加えて、ブロードバンドを普及促進していくためには、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダといったプレイヤーが各々の役割を果たし、ICT利活用促進に貢献していくことが重要であり、市場の再画定にあたっては、通信事業者だけでなく、周辺市場を含めて画定することが必要であると考えます。</p> <p>また、分析に当たっては、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析する必要があると考えます。</p> <p>その際、都道府県別の分析を行うことが挙げられていますが、事業者は都道府県という単位で市場に参入するわけではないことから、競争実態を正確に把握するためには、市町村等、各事業者の参入エリアに合わせて市場をより細分化して把握・分析することが必要であると考えます。そのうえで、事業者が参入しているエリアだけでなく、参入が進んでいないエリアについても、なぜ参入が進まないのか、その要因を分析すべきであると考えます。</p>

章	頁	意見
今後の競争評価の在り方	9 頁	<p data-bbox="432 268 1301 304">第3章 戦略的評価の在り方 2. 競争セーフガードとの連携強化</p> <p data-bbox="432 352 595 389">【総務省案】</p> <p data-bbox="490 395 2072 552">(3)このような状況を踏まえ、過去の競争評価においても、戦略的評価において試行的に事業者間取引の取扱いについて検討を行ってきたところであるが、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。</p> <p data-bbox="535 560 2072 636">なお、具体的な実施方法等については、現在、情報通信審議会において、今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方について検討が行われている。</p> <p data-bbox="432 687 528 724">【意見】</p> <p data-bbox="479 730 2072 887">「光の道」構想の促進のためには、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのか、利活用促進に必要なアプリケーションが開発・導入されたのかといった点について分析・検証を行うべきであり、まずは、こういった観点からブロードバンド市場を通信以外の周辺市場を含めて再画定することが必要であると考えます。</p> <p data-bbox="479 895 2072 971">また、分析に当たっては、それぞれ参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析する必要があると考えます。</p> <p data-bbox="479 979 2072 1136">したがって、競争評価については、一面的な分析に偏ることなく、画定した市場を中立的・客観的に分析・評価を行う仕組みを確立することが必要であり、競争セーフガード制度との連携に当たっては、各事業者の根拠に乏しい意見による個別事案の検証結果を基にして通信分野に閉じた評価・分析を行うのではなく、競争評価の中立性・客観性を確保しながら、ICT利活用促進に向けた政策に反映できる仕組みを構築することが必要であると考えます。</p>